

時間外労働及び休日労働に関する協定書

京都府公立大学法人（以下「法人」という。）と京都府公立大学法人京都府立大学精華キャンパス過半数代表者（以下「過半数代表者」という。）は、労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）第 36 条の規定に基づき、時間外労働及び休日労働に関し、次のとおり協定する。

（時間外・休日労働の必要のある具体的事由）

第 1 条 時間外及び休日労働の必要のある事由は、次の場合とする。

- （1）庶務、人事給与、福利厚生、予算・決算・経理、施設管理、企画、研究支援、教務、学生支援、生産物販売、栽培及び飼育管理に係る業務で通常の労働時間の労働では処理できないことが明らかとなるとき
- （2）月末、月始、期末等の処理、監査及び検査、諸行事への対応等の業務繁忙のとき
- （3）前各号に準ずる事由が生じたとき

（特別の事情による特別延長の場合の事由）

第 2 条 特別の事情による特別延長時間を適用するのは、次の事由の場合とし臨時的なものに限るものとする。

- （1）人事異動に伴う事務処理並びに予算編成及び決算整理のため業務が集中し、通常の延長時間内では処理できないことが明らかとなるとき
- （2）学生行事等で特別な事務処理が発生したとき
- （3）コンピュータ機器の故障、不具合が生じたとき
- （4）学生、教職員等の大学関係者に突発的な臨時業務が発生し即時に集中的に処理しなければならないとき
- （5）災害対応等により、その他上記に準じる特別な事態が発生したとき

（時間外・休日労働を行う労働者数）

第 3 条 時間外・休日労働を行う必要がある労働者数は、次の各号のとおりとする。

- （1）職員 21 名

（延長することができる労働時間）

第 4 条 この協定によって延長することができる労働時間数は、法定の一日の実労働時間が 7 時間 45 分、1 週 38 時間 45 分（有期雇用教職員にあっては、個別に定める勤務時間）を超えて延長する労働時間数とし、その労働時間は、1 日 6 時間 30 分、1 週間 15 時間、1 か月 45 時間（ただし、第 2 条の特別の事情による特別延長のときは 1 か月 75 時間）、1 年 360 時間（ただし、第 2 条の特別の事情による特別延長のときは 1 年 600 時間）。なお、第 2 条の特別の事情による場合で、1 か月 45 時間を超える月は各労働者について 1 年 6 回までとする。

2 前項において延長した労働時間に対しては、京都府公立大学法人給与規程及び京都府公立大学法人有期雇用教職員就業規則に定める割増賃金を支払うものとする。

（特別延長の手続）

第 5 条 第 2 条の特別の事情に該当し、前条の特別延長時間を適用するに当たっては、当該事情の生じるおそれのある月ごとに事前に過半数代表者に法人から書面で通知を行う。

2 前項の特別延長の通知については、これを 3 年間保存するものとする。

(休日労働できる限度日及び時間)

第6条 休日労働日数の限度は、1か月当たり4日以内とする。

2 前項の規定において、労働させることができる労働時間は1日当たり7時間45分までとする。

(有効期間と協定適用起算日)

第7条 この協定を適用する起算日は、令和7年4月1日からとし、協定の有効期間は、令和7年4月1日から令和8年3月31日までの1年とする。

(自動更新)

第8条 この協定の有効期間満了日の1か月前までにこの協定について労使当事者のいずれから異議がなかった場合には、同一の内容をもってさらに1年間更新するものとし、以降も同様とする。

(協定内容の見直し)

第9条 労使当事者は、この協定についてその実施状況を踏まえ、必要な見直しを行うよう努めるものとする。

令和7年3月28日

京都府公立大学法人

理 事 長

金田 章裕

京都府公立大学法人京都府立大学精華キャンパス

過半数代表者